

鳥取縣公報

規則

鳥取縣規則第三十五号

昭和二十三年十月鳥取縣規則第六十九号鳥取縣地方競馬実施規程の一部を次のように改め公布の日からこれを行す。

昭和二十四年五月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣地方競馬実施規程中改正規則

第九十一條第二項中「五頭以上であるときは連勝式投票法」を削る。

鳥取縣規則第三十六号

性病予防法施行細則を次のように定める。

昭和二十四年五月十三日

昭和二十四年五月十三日
第二千十号 金曜日

本報ノ大キサハ固定額格A5列

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
性病予防法施行細則

第一條 性病予防法（以下法という）第七條の規定による医師の指示に従わず又は治療を受けない患者に対する医師の報告書は様式第一号による。

第二條 法第七條の規定による患者治癒し又は死亡し若しくはその居住の場所を変更したときの医師の報告書は様式第二号による。

第三條 法第十條及び法第十一條の規定による医師の健康診断を受くべきことを命ずるか又は当該吏員に健康診断をさせようとするときは様式第三号による命令書を管轄保健所を経て本人に交付するものとする。

第四條 法第十四條の規定により現に講じている措置について報告を求められたときの報告書の様式は第四号による。

鳥取縣公報 毎週日発行（休日、祝日、昭和二十四年五月十三日）（昭和二十四年五月十五日）（第三種郵便物認可）

第五條 法第十五條第一項及び第二項の規定による治療を受けるか若しくは受けさせるか又は入院(入所)させるか若しくはさせようとするときは様式第五号による命令書を管轄保健所を経て本人又はその保護者に交付するものとする。

第六條 法第十五條第三項の措置を受けようとする患者又はその保護者は様式第六号により居住地民生委員の証明を受け管轄保健所に提出しなければならない。

第七條 市町村長が性病予防法施行規則第七條各号の規定により提出する申請書は正副二通を作り所轄保健所を経由知事に提出しなければならない。

附則

この規則は昭和二十四年三月一日からこれを適要する。

様式第一号

報告書

受診月日	名氏	名	年令	住所	職業の有無	配偶者傳染の有無	摘要

右の者(予防法第七條の規定により指示に従わない(治療を受けない)から報告する。

年 月 日

住所

醫師 氏

名

鳥取縣知事 殿

様式第二号

性病患者轉届報告

受診月日	名氏	名	性年令	職業	前住所	変更後の居所	変更治療又は死亡日

右の通り報告する

年 月 日

醫師 氏

名

鳥取縣知事 殿

様式第三号

第 号

命令書

居住の場所

職業 性別 氏 名 年令

右の者性病予防法第十一條の規定に基づき左記の通り健康診断を受けることを命ずる

記

一、日 時 年 月 日 時

一、場 所

鳥取縣知事 殿

印

様式第四号

報告書

居住の場所

職業 性別 氏 名 年令

一、病 名
一、発病年月日
一、医師の治療を受けているかどうか(を受けているときはその証明書添付)

一、医師によらずして自分で治療しているときはその方法

年 月 日

鳥取縣知事 殿

右 氏 名 印

様式第五号

第 号

命令書

居住の場所

職業 性別 氏 名 年令

一、病 名
右の者性病予防法第十五條の規定により左記の通り入院を受けようとするを命ずる

記

一、治療を受ける場所

一、治療開始期日 年 月 日

00351

第六條 保健所長は細則第六條による証明書を受理し調査の上相違ないと認めるときは申請書の欄外にその旨記載し治療券の減免区分欄に認印し知事に提出しなればならぬ。

第七條 保健所長は規則第七條の規定による申請書を受理したときは各項の事項を調査し意見を添え知事に提出しなればならぬ。

様式第一号

健康診断事故報告書

居住の場所

職業 性別 氏 名

年 令

右の者性病予防法第十一條の規定にもとづき

月 日第 号の命令書を交付したが命に従わ

ないから報告する

年 月 日

保健所長 氏 名 圖

鳥取縣知事 殿

様式第二号

性病患者事故報告

居住の場所

職業 性別 氏 名

年 令

一、療 名

一、治療開始期日

右の者性病予防法第十五條の規定にもとづき

月 日付第 号の命令書を交付したが命に従

わないから報告する

年 月 日

保健所長 氏 名 圖

鳥取縣知事 殿

告 示

鳥取縣告示第二百三十号

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條の規定により西伯郡庄内村議會議員候補者につき覚書に掲げる條項に該

25690

当する者でない旨の確認を求めべき期日を次の通り指定する。

昭和二十四年五月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年五月十三日から
同 年五月十八日まで

鳥取縣告示第二百三十一号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法施行規則第十四條の規定に基づき條例の変更を認可した。

昭和二十四年五月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村 一、條例変更の認可年月日
日野郡日野上村 昭和二十四年四月二十八日

鳥取縣告示第二百三十二号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法第八條の十二の規定に基づき條例の制定を認可した。

昭和二十四年五月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村 一、條例制定の認可年月日
氣高郡大郷村 昭和二十四年四月二十八日

鳥取縣告示第二百三十三号

左記不認定道路はその公用を廢止する。

昭和二十四年五月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

大岩村大字大谷 三五二番地先 八坪四四五 道路敷

(図面省略)

教育委員會告示

鳥取縣教育委員會告示第二十四号

学校教育法施行規則第三條に依り昭和二十四年四月一日より左記中学校の設置を認可した。

昭和二十四年五月十三日

鳥取縣教育委員會

00323

校名	所在地	管理者	学区
西伯郡高麗村立 高麗中学校	西伯郡高麗村 大字妻木	高麗村長	高麗村
同大和村立 大和中学校	同大和村 大字中間	大和村長	大和村

彙報

昭和二十四年五月十三日 鳥取縣總務部地方課

○地方自治

- 一、山形縣最上郡新庄町を新庄市とし、昭和二十四年四月一日から施行になった。
- 二、熊本縣葦北郡水俣町を水俣市とし、昭和二十四年四月一日から施行になった。
- 三、埼玉縣北埼玉郡忍町を行田市とし、昭和二十四年五月三日から施行になった。
- 四、横島縣豊田郡豊榮村を豊榮町とし、後調郡田熊村を田熊町とし、昭和二十四年四月一日からそれぞれ施行になった。

- 五、岡山縣兒島郡灘崎村を灘崎町とし、昭和二十四年四月一日から施行になった。
- 六、長崎縣西彼杵郡黒瀬村を黒瀬町とし、昭和二十四年四月一日から施行になった。
- 七、佐賀縣小城郡北多久村を北多久町とし、昭和二十四年四月一日から施行になった。
- 八、岐阜縣可兒郡伏見村を伏見町とし、昭和二十四年四月一日から施行になった。
- 九、大分縣大野郡野津市村を野津市町とし、昭和二十四年四月一日から施行になった。
- 一〇、島根縣飯石郡頓原村を頓原町とし、昭和二十四年四月二十九日から施行になった。

昭和二十四年五月十三日印刷
昭和二十四年五月十三日発行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日)

(第三種郵便物認可)

発行所 鳥取縣鳥取市東町 印刷所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町 印刷所